## 6

## 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明 細書

中部細書	『国際空港整備準備金の損金 『	き算入に関する明	事業年 又は連 事業年	延結   法人名	別表十二十二
当	期 積 立 額	1	円 翌	期 首 中 部 国 際 空 港 11   整 備 準 備 金 の 金 額	
(1)	(1)のうち損金経理による積立額	2	期	均 基準事業年度等の終了	平二十七・四
の内			繰	篇 計 (12) ×—— 13	・一以
訳	(1) の う ち 剰 余 金 の 処 分 に よ る 積 立 額	3	越 額	算 同 上 以 外 の 場 合 による益 金 算 入 額 14	後終了事
積	空港開用地取取得価額 関連 1 年度 7 日本 1 日本 2 1 年度 7 日本 2 1 日本 2 1 年度 7 日本 2 1	4	Ø	(13) + (14)	後終了事業年度又は連結事業年度分
立	額 基準 空港用地取得価額基準額 の (4)×-1-	5	計算	当期積立額のうら損金昇入額 (10) 16	は連結事業
限	累積限度基準額残額			期 末 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額 17 (11) - (15) + (16)	来年度分
度	(4) - ((11) - (14))	6	貸		
額の	所 所得又は連結所得の金額 得 (別表四「39の①」又は(別表四 基 のニ「47の①」+「48の①」+ 「49の①」+「50の①」))	7	借対照表	差 引 19	
計	額 の 所 得 基 準 額 計 (7)× <del>2</del> 3	8	の金額	当 貸借対照表の取崩不足額 (15) -((1) -((18) -前期の(18))) 20	
算	算		<u>と</u> の	期 積 立 限 度 超 過 額 21 (1) - (9)	
	((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)	9	差 額 — の	分 当期に生じた差額の合計額 22	
	期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)	10	明細	町   、 , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

法 0301-1212

## 別表十二(十二)の記載の仕方

1 この明細書は、中部国際空港の設置及び管理に関する 法律第4条第2項《中部国際空港等の設置及び管理を行 う者の指定》に規定する指定会社が、措置法第57条の7 の2《中部国際空港整備準備金》の規定の適用を受ける 場合又は同法第68条の57の2《中部国際空港整備準備 金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人 ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法 人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(1)のうち損金経理による積立額2」に金額の記載が

- ある場合には、当該金額を別表四「加算」又は別表四の 二付表「加算」に記載し、かつ、「10」の金額を別表四 「44」又は別表四の二付表「52」に記載します。
- 3 「(1)のうち剰余金の処分による積立額3」に金額の記載がある場合には、「10」の金額を別表四「44」又は別表四の二付表「52」に記載します。
- 4 「期首中部国際空港整備準備金の金額11」には、当期 首現在の税務計算上の中部国際空港整備準備金の金額を 記載します。